

第1 監査対象部課

環境部（環境保全課、環境整備課、廃棄物減量推進課）

都市整備部（都市計画課、建設指導課、区画整理課、公園緑地課）

第2 監査の実施期間

平成18年4月25日から平成18年5月25日まで

第3 監査の方法

監査対象部課における財務に関する事務が、法令等に従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営を行っているかどうかを留意し、関係帳簿、書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問等により行った。

第4 監査対象年度

平成17年度執行分（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）。ただし、必要に応じて平成16年度を含む。

第5 監査の対象事務

1 環境部各課の主な監査対象事務は、次のとおりである。

(1) 環境保全課

ア 収入事務

公害防止事務費委託金、国定公園美化事業費委託金

イ 契約事務

地域省エネルギービジョン策定調査等業務委託契約、公共用水域・地下水及び特定事業場等排水の水質測定業務委託契約、自動車騒音常時監視システム整備及び環境騒音調査業務委託契約、不法投棄監視カメラシステム賃貸借契約、大阪府自然公園施設等に関する業務委託契約

(2) 環境整備課

ア 収入事務

特定家庭用機器収集手数料

イ 契約事務

一般家庭ごみ収集運搬業務委託契約、ストックヤード金属廃棄物収集運搬処理業務委託契約、墓地ごみ収集運搬業務等委託契約、機械警備清掃業務委託契約、ストックヤード管理業務委託契約

ウ 補助金交付事務

一般家庭し尿くみ取り作業助成金

(3) 廃棄物減量推進課

ア 収入事務

家庭廃棄物処理手数料、牛乳パック売上収入

イ 契約事務

廃プラスチック収集中間処理業務委託契約、指定法人容器包装プラスチック再商品化業務委託契約、ごみ収集袋貼付用シール作成・封入・封緘業務委託契約、ペットボトル回収業務委託契約、ごみ処理手数料収納事務委託契約

2 都市整備部各課の主な監査対象事務は、次のとおりである。

(1) 都市計画課

- ア 収入事務
都市計画証明等手数料
- イ 契約事務
オープンカフェ等地域主体の道活用に関する社会実験検証業務委託契約、岸和田エコロジーサイクルシステム導入調査業務委託契約、都市計画図等更新変更業務委託契約、第5回線引き見直し事業事務委託契約
- ウ 補助金交付事務
岸和田市歴史的まちなみ保全助成金（住宅修景助成金、協議会助成金）、岸和田市景観形成市民団体補助金

(2) 建設指導課

- ア 収入事務
建築物等確認申請手数料、開発許可申請等手数料
- イ 契約事務
岸和田市交通バリアフリー基本構想策定業務委託契約、岸和田市道路後退用地整備要綱に基づく測量調査委託契約、特殊建築物等定期報告業務委託契約、松風町地内公共公益施設除草業務委託契約
- ウ 補助金交付事務
岸和田市既存民間建築物耐震診断補助金

(3) 区画整理課

- ア 収入事務
土地区画整理事業換地清算徴収金
- イ 契約事務
岸和田市立農業会館清掃警備業務委託契約、複写機パフォーマンス契約、パソコン一式賃貸借契約
- ウ 補助金交付事務
岸和田市土地区画整理事業補助金

(4) 公園緑地課

- ア 収入事務
公園使用料、墓苑手数料
- イ 契約事務
臨海会館管理委託契約、流木墓苑慰霊塔周辺整備工事請負契約、上松公園整備事業に伴う支障物件調査委託契約、墓地ごみ収集運搬業務委託契約、墓苑清掃委託契約
- ウ 補助金交付事務
岸和田市公園緑化協会補助金

第6 監査の結果

1 環境部

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

2 都市整備部

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部、次の事項について適

正化を図られたい。

公園緑地課 千亀利公園の売店については、すでに使用権が消滅し店舗その他の設備が撤去されているにもかかわらず、使用開始時に市が相手方から受けた保証金が返還されていなかった。

今後の事務執行に当たっては、十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。